

扶養内で働くための“年収の壁”

パート・アルバイトの方々が税金や社会保険に関係する“年収の壁”について説明します。

1 「103 万円」以下は所得税が非課税、「130 万円」以上で社保の扶養から外れる

一定の“収入の壁”を超えてしまうと所得税額等が課税されたり、夫の社会保険の扶養から外れたり、夫が受ける配偶者控除等の控除額が縮小されたりします。

(1) 税金の壁

① 103 万円の壁

例えば、夫婦共働きの場合で、妻がパート収入のみで 103 万以下であれば、夫は「配偶者控除」(最高 38 万円)を受けることができるとともに、妻は所得税が課税されません。

配偶者控除は、夫の収入が給与収入のみの場合、収入が 1,095 万円を超えると控除額が縮小し、1195 万円を超えると適用されません。

② 150 万円の壁と 201 万円の壁

妻の収入が 103 万円を超えると、夫は配偶者控除を受けることができなくなります。代わりに「配偶者特別控除」を受けることができます。

配偶者特別控除にも、所得制限(収入が 1,095 万円を超えると控除額が縮小)があり、妻の収入が 150 万円までは、最高 38 万円の控除が受けられますが、150 万円を超えると、控除額が低減します。また、収入 201.6 万円以上は控除が受けられなくなります。

(2) 社会保険(130 万円)の壁

妻のパート収入が 130 万円以上になると、会社の規模に関係なく、夫の社会保険の扶養(被扶養者)から外れ、妻本人に社会保険料の支払いが必要になります。この場合、妻の毎月の収入から、社会保険老が差し引かれるため手取り額が少なくなります。

また、「従業員 501 人以上の企業」「雇用期間が 1 年以上見込まれること」「月額賃金 8.8 万円以上(年額 105.6 万円)」など一定の要件を満たす場合は、収入 130 万円未満のときでも社会保険料を支払う必要があります。

2 新型コロナに伴う給付金や副業など給与以外の収入は？

(1) 特別定額給付金等の収入は非課税

新型コロナの感染拡大に伴い、各種給付金が支給されています。

例えば、休業中に賃金(休業手当)を受け取れなかった従業員に支給される「新型コロナ

ウィルス感染症対応休業支援金・給付金」や「特別定額給付金」「子育て世帯への臨時特別給付金」は制度上、非課税とされており、収入に含める必要はありません。

(2) 副業、フリマアプリ等の収入に注意

パート収入以外にネットオークションやフリマアプリなどによる収入がある場合は注意が必要です。

下記のような収入があると、一定の場合、課税所得に含めることになり、妻のパート収入が 103 万円以下であっても、扶養家族の範囲から外れてしまう可能性があるため、注意が必要です。

一時所得	生命保険の一時金、損害保険の解約返戻金、懸賞金、競馬の当選金等
雑所得その他	家賃収入、原稿料、株・FX・暗号資産取引による収入、転売による収入

ただし、不要となった家具、衣服、食器などの生活用動産の売却による収入は税務上、非課税とされているので、収入に含める必要はありません。

参照：「事務所通信 令和2年11月号」TKC